

新宿労働基準監督署発表

平成 27 年 3 月 10 日

居酒屋経営者を逮捕・送検

新宿労働基準監督署（署長 とくりきしんじ 徳力信二）は、平成 27 年 3 月 2 日、居酒屋経営者を最低賃金法違反の疑いで逮捕し、平成 27 年 3 月 3 日、東京地方検察庁に同経営者を身柄と共に送検し、当該居酒屋を経営する法人も書類送検した。

記

1 被疑者

(1) Y興業株式会社（代表取締役 H）

本店所在地：東京都杉並区

(2) 同社代表取締役 H（男性 72歳）

2 事件の概要

被疑者Y興業株式会社は、東京都杉並区内に本店を置き、不動産の賃貸業及び居酒屋3店舗を営む事業主、被疑者Hは、同会社の代表取締役として、その事業全般を統括して管理する者であるが、被疑者Hは、被疑会社の業務に関し、法定の除外事由が無いのに、労働者Aの平成25年6月分賃金108,406円の全額をその所定支払期日である平成25年6月30日に支払わず、もって法で定める東京都最低賃金（当時の時間額850円）以上の賃金を支払わなかったもの。

3 罪名・罰条（別紙参照）

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第40条（罰条）

同法第42条

4 参考事項

平成23年1月1日から平成25年8月16日までの間、被疑会社の元労働者から、勤務した最後の月の給料が支払われない旨の賃金不払に関する申告が複数あった。

当署ではこの申告を受け、被疑者に対して、不払賃金を支払うよう行政指導を行ったが、被疑者はその行政指導に従わなかった。

被疑者は、当署による再三の出頭要求に応じず、罪証隠滅のおそれもあったことなどから、逮捕のうえ、送検したものである。

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの

三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。